

令和3年11月19日 開会

令和3年11月19日 閉会

令和3年11月（第2回）

宇部・山陽小野田消防組合議会定例会会議録

宇部・山陽小野田消防組合議会

目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
諸般の報告	3
議席の指定	3
副議長の選挙	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
一般質問	4
議案第10号について	18
議案第11号について	26
議案第12号から第15号までについて	27
閉 会	28
署 名	29

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 一般質問（順位第1番から第2番まで）
 - 第1番 山田 伸幸議員
 - 第2番 山下 則芳議員
- 第6 議案第10号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 議案第10号 令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第7 議案第11号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 議案第11号 令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算（第2回）
- 第8 議案第12号から第15号について（上程、提案理由の説明、質疑・討論・表決）
 - 議案第12号 宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件
 - 議案第13号 宇部・山陽小野田消防組合職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件
 - 議案第14号 宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件
 - 議案第15号 宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	岩村誠君	2番	兼広三朗君
3番	長谷川耕二君	4番	藤井岳志君
5番	古豊和恵君	6番	前田浩司君
7番	山下則芳君	8番	山田伸幸君
9番	笠井泰孝君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

管理者	篠崎圭二君	副管理者	藤田剛二君
監査委員	床本隆夫君	会計管理者	古谷栄識君
消防局次長	内田貢君	消防局参事	秋田浩二君
消防局参事	中村淳二君	消防局参事	橋本俊昭君
消防局総務課長	藤井信輔君	消防局情報財政課長	梶山隆裕君
消防局警防課長	弓立宏二君	消防局予防課長	榎原英樹君
消防局通信指令課長	西村隆文君	宇部西消防署長	竹内伸君
山陽消防署長	中尾勝彦君		

事務局職員出席者

消防局総務課副課長	内田陽二君	消防局総務課係長	原田高宏君
-----------	-------	----------	-------

午前9時59分

諸般の報告

○**笠井議長** 皆さん、おはようございます。これより、令和3年11月（第2回）宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。この際、事務局から諸般の報告をさせます。

○**事務局** 事務局から報告いたします。本日の出席議員数は9名でございます。

次に、議員の選出について申し上げます。10月9日付けをもちまして、山陽小野田市議会選出議員が任期満了したことに伴い、11月4日付けをもちまして、同市議会から組合格約第5条及び第6条の規定により、古豊和恵議員、前田浩司議員、山田伸幸議員の選出届の提出がありました。

次に、本定例会の付議事件について申し上げます。本日付けをもちまして、管理者から令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件外5件の議案の提出がありました。

次に、一般質問の通告は、山田伸幸議員、山下則芳議員から通告書の提出がありました。

次に、監査委員の議会に対する報告について申し上げます。令和3年10月28日付けをもちまして、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果に関する報告がありました。

なお、消防長につきましては、現在、入院加療中のため、本定例会については欠席となっております。

以上で、報告を終わります。

○**笠井議長** 以上で、諸般の報告は終わりました。これより、日程に入るわけですが、この際、お諮りします。古豊和恵議員、前田浩司議員、山田伸幸議員が、本組合議会議員に新たに選出されましたので、自己紹介を行いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**笠井議長** 御異議なしと認めます。よって、議員の自己紹介のため、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○**笠井議長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○**笠井議長** 日程第1、議席の指定を行います。各議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 副議長の選挙

○**笠井議長** 次に日程第2、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○**笠井議長** 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。続いてお諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○**笠井議長** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。副議長に山田伸幸議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました山田伸幸議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○**笠井議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山田伸幸議員が副議長に当選されました。御本人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知をいたします。山田伸幸議員、副議長就任のあいさつをお願いいたします。

(山田議員、登壇、あいさつ)

○**笠井議長** 以上で、あいさつは終わりました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○**笠井議長** 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、山下則芳議員、山田伸幸議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○**笠井議長** 次に日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日19日の1日のみとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○**笠井議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日のみと決定いたしました。

日程第5 一般質問

○**笠井議長** 次に日程第5、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。まず、順位第1番、山田議員の質問席への移動、発言を許します。

○**笠井議長** 山田議員。

○**山田議員** それでは質問させていただきます。最初の質問は、職員の定数についてであります。御手元に資料として2枚ほど配付させていただきました。これは執行部において、職員の定数に関わる資料を作成していただいたものであります。この表を見ていきますと、2020年から定数が増えております。しかし、定数を増やしたからといって、すぐに職員の採用が進むも

のではないことから職員数には反映されておられません。1年経って4名ほど増やされておりますが、現場で救急や消火にあたる各消防署への増員については、今後どのような計画で、この条例定数まで持っていこうとされているのか、この点について、まずお伺いいたします。

○内田次長 山田議員の御質問にお答えをいたします。質問の1、職員の条例定数と実際の運用について、第1点、運用上、条例定数に満たない場合の対応についての御質問です。本消防組合の職員数は、平成24年の組合発足当時、それぞれの消防本部の実員数を合算した298人を条例定数といたしました。そのため、この職員数を消防局と4消防署、4出張所に配置をして運用をしてまいりました。その後、消防力の不足を懸念された組合議会議員から、平成29年2月定例会において、安心・安全なまちづくりに向けて、消防職員の増員を求める決議が上程をされ可決されました。これを受けまして、本消防組合内部でワーキンググループを設置し、検討した後、住民代表で構成される宇部・山陽小野田消防組合組織検討委員会で検討を重ねた結果、17人の増員が必要との提言を受けました。このことを踏まえ、宇部・山陽小野田消防組合消防職員定数条例の一部を改正し、令和2年4月1日から定数を315人として計画的に職員を採用することとしております。以上でございます。

○山田議員 それでは、今言われた定数315人、これが消防力の整備指針に沿った、そういった定数となっているのか、その点ではいかがでしょうか。

○内田次長 ただいまの御質問でございます。消防力の整備指針上との職員数の比較ということだろうと思います。消防力の整備指針は、その地域の実情を考慮して国が指針として示した職員数で、宇部・山陽小野田消防組合は442人でございます。実際の定員数が315人でございますから、今71.2%ということになります。以上でございます。

○山田議員 これまでも、この整備指針と実際の差の大きさというのは問題とされてきたのですが、この整備指針に沿ったような状況でいくと、過剰な職員数となるのか、それとも適正に運用が行われるのか、それはどういった違いが出てくるのでしょうか。

○内田次長 ただいまの御質問にお答えをいたします。消防力の整備指針というのは、先ほど言いましたように、地域の実情、例えばコンビナート地区が本消防組合の管轄内にあります。それから防火対象物の数であるとか、そういったことを推計して定めた442人になります。この442人の根拠が、まずは木造建築物であれば6分30秒までに放水を開始するというような、そういった基準がございまして、それを網羅するための消防車両の配置、そういったものが定めてあります。その消防車両の配置については、本消防組合は100%配備をしております。あとは、それに乗車する職員数でございますが、国はその乗車定員の定員を職員数として算出しておりますので、若干、実情の職員数より多いというふうに考えております。ですので、315人、定数になるように、今後、職員を増員して消防力を高めていくというふうに考えております。以上でございます。

○山田議員 今の質問は(2)の質問にも重なっているわけですが、今後、今の条例の定数については目指していくと。しかしながら、整備指針にのっとったものについては実情と違っているのではないかと、そういう答弁でよろしいでしょうか。

○内田次長 ただいまの御質問、あくまで国は想定された最悪の状態といたしますか、そういったものの基準で職員数を算出しておりますけれども、実情を考慮した条例定数、これを徐々に引き上げながら対応していくというふうに回答したものでございます。

○山田議員 併せて、今言われたことの中に昨今の大規模災害ですね、これがどこでも今、より大きな問題となって、消防職員が、いざとなった時には広範囲に駆けつけて、足りないところに応援に入るといったことが日常的に行われておりますし、今年の大規模災害にも、恐らく宇部・山陽小野田消防からも駆けつけられていたと思うんですけど、そういった時には今度は地元の方で足りなくなって、地元の消防に穴が空くということがあってはならないと思うんですけど、実際、昨年も今年も大規模災害があったわけですけど、そういった時にはどのような対応をされているのでしょうか。

○内田次長 ただいまの山田議員の御質問ですけれども、恐らく緊急消防援助隊のことであろうと思います。本消防組合では、緊急消防援助隊に6隊、車両14台を登録しております。これが全て出動するというわけではございませんので、当然、自治体消防でございますので、地元を守るのが当然優先されます。そういった中で、地元を守りながら、他県へ派遣できる車両・隊員を選出して、速やかに山口県隊として災害地へ赴くというような状況でございます。

○山田議員 なかなか今の状況の中で、定数を増やしていくというのは難しい面もあろうかと思いますが、現場において職員に過度な負担をかけないということが非常に大事なこととなっております。しかも、今では研修を積むことも求められており、さらに休暇も、当然得なくてはいけない、そういった中で本当に、職員の皆さんが安心して職務に専念できるように、そして休暇が取れる時には取れるような、そういう職員の配置をしていただきたいと思います。最後にもう1点この点についてお答えください。

○内田次長 今、山田議員から適切なアドバイスといたしますか、御助言をいただきましてありがとうございます。先ほど申しましたように、平成24年度に発足した消防組合が実員数で始まって、今、職員の職務状況を見ながら315人に定数を引き上げて、少しずつ増員してるところでございますが、その中にあっても、ワーク・ライフ・バランスをきちっと踏まえながら、この17人の条例定数を引き上げたということの検討もしておりますので、今後、きちっと休みたい時は休める、そういった環境を整えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○山田議員 それでは、そういった方向で頑張りたいということをお願いして、質問1は終わります。

続いて、2番目のパワハラ問題とハラスメント研修についてですが、質問については、(2)を先に質問させていただきます。ハラスメント研修の受講が全職員に対して行われていないのはなぜかと。これは御手元の資料にありますように、ハラスメント研修を受けられた、今日資料を頂いたところ、全職員には行われていないということから、この質問を思い立ったわけですが、全職員には、このハラスメント研修というのは未だに行っていないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○内田次長 それでは質問の2、パワハラ問題とハラスメント研修について、まず第1点、ハラスメント研修の受講が全職員に対して行われていないのは、なぜかの御質問でございます。本消防組合は24時間の交代制勤務者が全体の約80%を占めております。かつ、4消防署、4出張所に職員が配置されていますので、一堂に会しての研修を開催することは不可能でございます。そのため、なるべく多くの職員が受講出来るように2日間に渡り、研修を開催する等しております。令和3年度に予定しているハラスメント研修は、コロナ禍ということもありますけれども、全職員が受講できるよう、eラーニング方式として実施をいたします。また、令和2年度に開催した風通しの良い職場環境づくり研修につきましては令和3年度、令和4年度にも開催する予定で、3年間で全職員を受講させたいというふうに考えております。以上でございます。

○笠井議長 山田議員。今、質問2だったのですが、質問1も答えたという感じで良かったですか。

○山田議員 いいです。その点について私の方で事前に事務局をお願いをしていた点です。このハラスメント研修、あるいは風通しの良い職場環境づくり研修というのは、どういった方が講師として実施されたのでしょうか。

○内田次長 山田議員の御質問にお答えをいたします。その知識を有した講師、キャリアコンサルタントとか、そういった方をお招きして、そして、パワーハラスメントとは、そういう定義から始めまして、あとは、コンプライアンスであるとか、それから、実際のハラスメントの事例紹介であるとか、あとは、個々のハラスメントに対する知識であるとか、思いであるとか、そういったアンケート調査等々した後にはグループ討議をします。そういったふうな流れの研修でございます。以上でございます。

○山田議員 このハラスメント研修というのは、自死事件以前からも行われていたというふうに聞いておりますけれど、その当時と、今行われているハラスメント研修というのは内容が変わってきているのでしょうか。

○内田次長 ただいまの山田議員の御質問でございます。平成27年に、職員全員を対象としたハラスメント研修を2日間に渡って行っております。それ以降ずっと毎年のように、全員ではございませんけれども、研修会を開催しております。自死事件以降、このハラスメント研修はこのままの状態で行いますけれども、これにあと、マネジメント研修であるとか、公務員の倫理研修であるとか、そういったものを追加して実施をするという計画でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で、残念ながらそれは対面講習でしたので中止としております。以上でございます。

+○山田議員 こういったハラスメント研修は、消防長、あるいは次長など幹部職員においても行われているのでしょうか。

○内田次長 山田議員の御質問にお答えをいたします。消防長はもちろん、私ももちろんでございますが、幹部職員研修、それから中堅職員研修、そして若手職員の研修というような、段階的な研修も実施をしております。以上でございます。

○山田議員 次に2番目の質問、通告で1番目としておりましたが、ハラスメント研修ではどのように説明しているのかということですが、本消防組合で起きた職員の自死事件は職員の中にも大きな動揺が広がっております。ハラスメント研修は、二度と職員を犠牲に追い込むことがないように、そういう研修内容となっているのが大事だと思います。ハラスメント研修について、消防組合の懲戒審査委員会の答申書には、自死事件発生前から消防長からハラスメント防止宣言を出したり、研修を実施したりアンケートを実施してきたとしている。しかし、悪質なハラスメント行為が横行し、本件自死事件が発生したという事実から対応は不十分であったというふうに指摘をしております。ハラスメント研修では自死事件の発生について再発防止として、これを実際に取り上げているのでしょうか。

○内田次長 山田議員の質問第2になると思います。ハラスメント研修ではどのように説明しているのかという御質問だと思います。先ほどの答弁と重複をいたしますけれども、回答させていただきます。平成27年から職員対象にハラスメント研修を行っています。先ほども申し上げましたが、特に職員の自死事件以降はハラスメント研修に加えて、メンタルヘルス研修、マネジメント研修、それから公務員倫理研修等、そういった研修も取り入れながら、職員が丸となって職場環境改善に取り組んでいるという次第でございます。この研修の中で、内部のハラスメント事案を説明するということはございません。外部の講師による研修会ですので、本消防組合の中のことを、職員にそれを説明をして、それを防止対策というようなことではなく、一般的な、そういった研修会になってございます。職員に対して懲戒処分とか訓告等の措置を行った場合には、別に職員に周知をしておりますして再発防止対策を講じているところでございます。以上でございます。

○山田議員 自死事件という、その中では特別に取り上げていないという答弁だと思います。懲戒審査委員会の答申書では、ハラスメントの害悪と根絶に向けた努力及び局内の隠蔽体質について厳しい指摘がされております。この指摘は、説明会あるいは職員へのそういった研修会等できちんと反映されているのでしょうか。

○内田次長 山田議員の御質問、研修会で本消防組合の事件について説明をして、それを元に対策を講じているのかという御質問だと思います。先ほども答弁いたしましたように、あくまで研修会は研修会、そしてこの事件の再発防止対策というのは、全体的な職場環境改善として、令和元年度から取組を進めているところでございます。これについては職場環境改善支援業務ということで、専門のコンサルタントと契約を締結いたしまして、職員のアンケート調査から始まり、職員研修はもちろんですが、集団の面接、個別の面接、それから若い職員だけを集めた会議であるとか、そういったものも実施をしております、相談窓口としては他への、例えば、臨床心理士が相談を聞いてくださるとか、弁護士が相談を受けてくださるとか、そういった他への相談の窓口も設けて、全体で職場環境改善に取り組んでおります。先日、管理者もいらっしゃいますけれども、管理者の直接のホットラインというのも開設をさせていただいて、その中でも、いち早く、そういう事案があれば見つけ出して対応していこうということで、今努力をしております。令和3年度には宇部市の方から担当職員として派遣をさせていただいておりますの

で、そちらの職員を中心に今進めているところでございます。以上です。

- 山田議員** 今初めて知ったのですが、管理者へ直接のホットラインがあるということなのですが、それは管理者の方から提案されたのか、それとも消防局の方から上がってきたのか、そして管理者自身が、それについての考えが色々あるかと思うのですが、このホットラインがどのように活かされていくのか、その点について伺います。
- 篠崎管理者** 御質問ありがとうございます。山田議員の御質問にお答えをさせていただきます。ホットラインの件でございますが、こちらは昨年、私が管理者に就任して以降、すぐにハラスメントを認めるというような謝罪を御遺族の方にさせていただきました。その時に副管理者と御相談をさせていただき、様々な、この組合の中の状況というものを判断した時に、なかなか上に声が届いていないのではないかとということがありましたので、すぐに、私のところにダイレクトでメールが届くようなホットラインを設置させていただきました。また、その他にも、いろいろな機会に応じて、職員の皆様とお話を聞かせていただきながら、職場環境にどのような問題があるというようなことのヒアリング、これは、管理者もそうですが、副管理者も私も、職員の皆様からお話を聞かせていただいております。この度の自死案件のようなことが二度と繰り返されないよう、また亡くなられた松永さんの遺書にもありました、しっかりと市民の皆様のために働いてくださっている職員の皆さんが気持ちよく働ける環境整備をしてほしいということが遺書にも書いてございましたし、御家族の皆様からもその思いを託されているというふうに考えております。そのような意味で、直接私のところにお話をしてくださった職員の方もいらっしゃいましたし、そのような意味も込めまして、一方で改善というものがこれからはしっかりと進んでいくように、今年度からは3か月に1度は、このようなハラスメント研修をいたしましたと、というようなことを記者会見で都度御報告もさせていただいているところでございます。引き続き、このような案件が二度と発生しないように職場環境に努めていきたいと考えております。以上です。
- 山田議員** 今の管理者の答弁、非常に真摯なものとして受け止めたのですけれども、謝罪に行ったということなのですが、それは日常的に行われていた職員へのハラスメント行為と、この自死事件は関連性があるということをおもわれたからこそ、やられたということによろしいでしょうか。
- 篠崎管理者** 詳細に関しましては、今裁判中ということですので、お答えを控えさせていただきましたが、今回のハラスメントが自死の一部になったのではないかとすることは、私ももちろんその謝罪の時に、御遺族の方にお話をさしていただいているところでございます。
- 山田議員** いろいろ踏み込んでいくと、裁判中と言われるのは分かっておりますので、これ以上の質問というのはなかなか難しいなというふうに思っておりますけれども、やはり社会的にも、この宇部・山陽小野田消防局が、職員に対して、きちんとした対応してるというふうに評価されるような、そういう消防局になっていただきたいという思いを非常に強く持っておりますので、改めて管理者からこの自死事件について、あるいはハラスメントの発生が恒常化していた、これについての思いをちょっと語っていただきたいのですがいかがでしょうか。

○篠崎管理者 お答えさせていただきます。今回のハラスメント事案、若い、そして熱意に満ちた松永さんという方の命が失われるという、本当に取り返しのつかないことであるということで、非常に重く受け止めておりますし、私自身も松永さんの御実家と家が近いということで、色々共通する部分もございました。年齢も近いですし、野球のこととか、どのような青年であったかということも御家族から本当に聞かせていただきました。その方がなぜ命を失わなければならなかったのかということは非常に深く受け止めているところでございます。そこで管理者といたしまして組織を改めて、外部委員会等の提言等も拝見させていただくと、ハラスメント自体に対する受け止め方が非常に甘すぎたと。ハラスメントというものを、どういうものなのかということをしかりと考えていなかったという部分は多々あったと思います。こちらはもう外部からも御指摘いただいているとおりでございますので、そして繰り返しになりますが、私の今、市長室には、松永さんの遺書を掲示させていただいております。決してこのことは忘れてはいけない、不断にこのハラスメントの対応というものを進めていかなければなりませんし、今研修をしたからそれでお終いではないと思います。やはり人間でありますので忘れることもありますので、継続的に不断に環境改善には取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますので、この職場環境改善、実際の松永さんの思い、また、残された御家族の思いというものをしかりと受け止めて、職場環境改善に全力で取り組んでいく覚悟でございます。この思いは、管理者また副管理者、そして消防局一体となって取り組んでいかなければならないと思いますので、引き続き消防組合議会の皆様からも、何とぞ厳しい御指摘、御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山田議員 そういう思いはひしひしと伝わってまいりました。実際に消防局の中における、いろいろ指摘されてきた体質というものが、これを機に大きく変わっていく、そして市民から信頼される消防局として、また、子供たちの夢の中に、将来はこの消防局に勤務をして社会のため、市民のために役に立っていきたいというような思いを持てるような、そういう職場となるように求めて私の一般質問を終わりたいと思います。

○笠井議長 以上で山田議員の質問は終わりました。次に順位第2番、山下議員の質問席への移動、発言を許します。山下議員。

○山下議員 みなさんこんにちは。山下則芳です。通告に従いまして分割質問しますので御答弁よろしくお願いいたします。

まず、藤村ポンプ株式会社倒産に関連して3点質問させていただきます。1点目、倒産の予兆を察していましたか。2点目、倒産による当消防署への影響。3点目、入札業者が倒産した際の取り決めの改定予定がありますか。以上3点よろしくお願いいたします。

○内田次長 山下議員からの御質問、質問の1、藤村ポンプ株式会社の倒産について、第1点、倒産の予兆を察していましたか。第2点、倒産による当消防署への影響。第3点、入札業者が倒産した際の取り決め改訂予定という御質問でございます。第1点の倒産の予兆を察していただいたかの御質問については、令和3年6月30日に自己破産申請された藤村ポンプ株式会社について、倒産の予兆は察知はしておりませんでした。令和3年7月1日の報道によって確定の

情報を認知いたしましたして、その後、藤村ポンプ株式会社から破産申請について、本消防局の方へ連絡を受けたという状況でございます。続いて第2点、倒産による当消防署への影響についてでございます。令和3年5月20日に税込み54万3,840円で高所作業墜落静止用器具一式の物品購入契約を締結しましたが、倒産されたために納品されませんでした。このため、藤村ポンプ株式会社の代理人弁護士を通じて、物品売買契約書第14条第2項により、契約金額の10%にあたる5万4,384円を損害賠償金として請求をいたしております。その他の影響につきましては、同社が納入した車両が故障した際の対応が考えられますけれども、これについては、ポンプメーカーから保証期間中におけるポンプ及び艀装に関する不具合は、迅速適切に対応するとの連絡がございました。第3点、入札業者が倒産した際の取り決め改定予定についてでございます。契約締結後の倒産等、契約内容に反する事象が生じた場合は、契約内容に基づいて損害賠償等を求めることとしております。現在使用している契約書は、法律に基づき作成しているもので、倒産した場合の措置については、その条文を適用することで事務処理自体には支障がないものと考えております。しかしながら、緊急車両の運用に支障がないように、また今後、同様なことも起こり得ることから、山下議員から御指摘をいただきました、倒産の際の取り決めについて、構成市担当部局とも相談して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○**山下議員** 再質問させていただきます。まず、予兆は察していなかったとうことでよろしいですね。それで本職員が藤村ポンプと打合せ等で出向くことはありますか。もし、出向くとしたら月何回ぐらいでしょうか。

○**内田次長** 藤村ポンプに限らず関係する会社に直接職員が出向くことってというのは、通常ございません。電話連絡後、相手方からオープンの場合である、こちらに来ていただいて、密な状態での打合せ等は避けるようにしております。以上でございます。

○**山下議員** 私も会社勤めしてて、倒産の予兆を感じるのはどういうことかと、よく上司から言われました。その会社に行って、その会社の整理整頓とか、いろんな状況が変わってる、相手の対応がちょっと日頃と違うなということで予兆を感じます。それは大事なことでございます。ですから今後できれば、入札業者等々、職員の方、担当者の方が行って、どうもこの会社はちょっとおかしいよということで、上長に挙げるとか、その辺を検討する予定はありませんか。

○**内田次長** 先ほども答弁いたしましたけれども、経営状況とか、そういったような情報は入ってきておりませんし、我々がその会社に出向いて、そういう確認をするという行為もいたしておりません。今後の取組についてなんですけれども、登録業者として構成市の方が2年に1度、財務状況であるとか、そういったものを審査されておりますので、本消防組合といたしましては、その審査で認定された業者でございますので、その辺も含めた中で、構成市の担当部署と相談をして進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○**山下議員** 私が質問したのは、今後は消防職員等が訪問する、そういう状況を予兆するためにも、訪問してはいかがかと聞いてます。しないならしないで結構です。その予定がありますかと聞いています。

○内田次長 今回の山下議員の御質問でございます。あるかないかというような御質問ですけれども、本消防組合が登録業者を選定するのは、宇部市そして山陽小野田市が登録した業者でございますので、本消防組合単独の思いで動くということがどうかと私も思いますので、今後、構成市の担当部局と相談させていただいて、必要があれば、その訪問調査ということも実施するかもしれないという答えで御理解をいただきたいと思っております。

○山下議員 ぜひ検討していただきたい。というのは、既に近くのいろいろ出入りしている業者がどうも危ないのではないかと行ってます。訪問して分かることでございますので、その辺も検討していただきたいと思っております。それと、倒産による当消防署への影響ということで、1点、それじゃないということですけど、あと保証期間、車両を落札されてますよね。藤村ポンプと過去何年間、その保証期間が過ぎた後、何かありますか。

○内田次長 ただいまの山下議員の御質問にお答えをいたします。保証期間中については、先ほど言われたとおり、メーカーサイドの方から直接こちらへ御連絡をいただきましたので、そこは問題ないかと思っておりますが、保証期間が切れた後については、今、直接メーカーとやりとりをする中で、代理店というのを模索といいますか、調整をしてるという情報も入ってきておりますので、ここの状況を見ながら、その辺も適切に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○山下議員 車両の仕様書に保証期間後であっても、設計不良、艤装不良等、瑕疵が認められた場合は、無償にて取替え又は修理を行うということである。これはどうなるでしょう。

○内田次長 山下議員の御質問にお答えをいたします。先ほど直接メーカーから御連絡があったということで答弁させていただく中で、先ほども申し上げましたとおり、宇部もしくは山陽小野田市内の方に営業所を設けて対応していくという予定もあるというような情報も得ておりますので、その情報を追いながらその辺り適切に対応したいと。まだ保証期間中でございますので、そこまではメーカーの方に問合せを続けながら、その辺の確定情報を得てまいりたいというふうに思っております。以上です。

○山下議員 保証期間じゃなくて保証期間後も、そういう瑕疵が認められた場合は入札業者がやるってことになる。これはメーカーがやるってことですか。財務規則に入ってませんよね。

○内田次長 ただいまの御質問でございます。あくまで契約書、それから仕様書に基づいて、我々は規定に基づいた対応をさせていただいております。その中で保証期間外であっても、メーカー側もしくは代理店側の不備があつての故障、これが証明されたのであれば、そちらで全て解消していただくというお約束になっておりますので、その辺を含めて、メーカーから今、連絡を受けて保証期間までは大丈夫だと、保証期間を過ぎるまでには宇部市もしくは山陽小野田市に代理店を設けてという情報が入ってきておりますので、それを確定するまで追って、その辺も合わせて、小さいところまで調整をして不備のないようにしていきたいというふうに思っております。

○山下議員 分かりました。そういうことがあつた時には3番目の質問になりますけど改定とか必要になります。何かあつた時はメーカーと責任を持って対処すると。そういうことで、もし

かすると財務規則を変える必要もあるかと思えます。それとですね、もう1点は、また保証期間後であっても設定材料等に関し、特許その他の権利等の問題が発生した場合は、その責任を落札業者が負ってるか。今、藤村ポンプ株式会社は独占販売権に侵害してるかどうかでも争ってると思えますので、その辺はどうなりますか。

○内田次長 ただいまの山下議員の御質問ですけれども、法的な事も含めて、今、本消防組合の顧問弁護士の方にも相談をいたしておりますし、相手方の代理弁護士とのやりとりもしておりますので、今、御指摘をいただいた部分をきちっと御質問しながら、適切に進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○山下議員 よろしくお願ひいたします。最後の3点目、入札業者が倒産した場合、取り決めというか財務規則を変えると、具体的に予定があればよろしくお願ひします。

○内田次長 ただいまの山下議員の御質問でございます。具体的な、その法的と言いますか、決まり事を改正する予定があるかという御質問かと思えます。今のところ、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、契約書、仕様書が、今全てになっておりますので、今後、こういうことも起こり得るといふふうに、最初答弁をさせていただきましたけれども、山下議員の御指摘、きちっと受け止めておりますので、我々だけではなく、専門的な意見を聞きながらその辺を対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○山下議員 分かりました。落札業者が倒産するとは誰も思ってたとは思えないので、今後は想定外だったとは言わないで対応していただきたいと思えます。

それでは次の質問に移らさせていただきます。基本的な入札に関する質問を5点いたします。

1点目、入札の目的。2点目、入札業者の参加資格。3点目、落札業者の決定方法。4点目、直近5年間の消防車両の落札業者と落札率。これ名前と平均落札率でも結構です。それと入札制限の有無。以上5点、御答弁よろしくお願ひいたします。

○内田次長 山下議員からの質問の2、入札について、第1点、入札の目的。第2点、入札業者の参加資格。第3点、落札業者の決定方法。第4点、直近5年間の消防車両の落札業者と落札率。第5点、入札制限の有無について。答弁をさせていただきます。まず第1点の入札の目的につきましては、入札参加者に対して広く周知をすることで、入札の機会の均等化を図り、公平性、公正性を持って価格競争を行わせ、地域経済の活性化及び住民の安心・安全に資するよう限られた財源を効率よく消防行政に反映させるため入札事務を行っております。第2点、入札業者の参加資格については、平成24年4月1日に制定いたしました、宇部・山陽小野田消防組合入札及び契約事務取扱要領に基づいて、本消防組合で取り行う競争入札については、構成市の規定を準用するというふうにしております。このことから、消防組合の入札に参加する業者は、先ほども申し上げましたけれども、宇部市それから山陽小野田市の競争入札参加資格者から選定をさせていただいております。第3点、落札業者の決定方法につきましては、地方自治法第234条第3項において、普通地方公共団体は競争入札に付する場合においては、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするというふうの規定されておりますので、本消防組合もこの規定のとおり落札者を決定

しております。また、地方自治法施行令第167条の10第2項に最低制限価格を設けて落札者を決定する場合と、同法施行令第167条の10の2第3項に総合評価競争入札において最も有利なものを決定する場合の規定もございますので、契約内容に応じて本消防組合も入札事務を執行することとしております。質問の第4点、直近5年間の消防車両の落札業者と落札率についてでございます。令和3年度から遡って平成29年度まで、直近5年間で本消防組合議会の議決を受け取得した消防車両の落札業者と落札率については、消防車両、救急車両、合わせて13台でございます。この落札業者は2社でございます。1社は有限会社藤中ポンプ店で10台を落札をいたしまして、落札率の平均が99.28%です。もう1社は藤村ポンプ株式会社で3台を落札をいたしまして、落札率の平均は99.86%でございました。質問の第5点、入札制限の有無についてでございます。本消防組合では入札参加を希望する者に対して公平・公正に価格競争を行わせる機会となるよう、平成30年7月から、それまで行っていた指名競争入札から、予定価格が1,000万以上の物品購入を対象に条件付一般競争入札に変更いたしました。これによって入札の参加機会を広げることになったと思っております。なお、この条件については、まず、宇部市又は山陽小野田市の入札参加資格がある者、主たる営業所等を山口県内に有していること。そして、AEDを積載する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく、高度管理医療機器の販売業の許可書を取得していることと条件を定めております。以上、質問の2に対する答弁とさせていただきます。

○**山下議員** 再質問させていただきますけど、全て関連がありますので、飛び飛びになるかもしれませんが御了承ください。まず入札の目的として、これあくまで、はっきり言うと、財源が税金でございます。より良い物をより安く調達するっていうのが目的でございますが、それで入札業者の参加資格っていうのは、あくまで宇部市にある業者ということでよろしいでしょうか。

○**内田次長** ただいまの御質問でございます。条件付の一般競争入札ということで実施をしておりますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、宇部市と山陽小野田市に登録されてあって、県内に営業所等があるという条件を付しております。以上です。

○**山下議員** そうですね。ということは、山口県内であれば大丈夫ということですね。それで、今、車両の落札2社、過去5年間で藤中ポンプと藤村ポンプの2社。これの落札率99.2%、99.8%、なぜ、こんな落札率、もうちょっと安く落札出来ないのですか。2社しかできないのですか。落札が。というのは、仕様書の中にこの2社しか入れない何かあるんですか。その他にもあったけど、どうしてもここになってる、その辺どうですか。

○**内田次長** ただいまの山下議員の御質問にお答えをいたします。まず第1に、2社しか入れないということは決してございませんので、先に申し上げさせていただきます。それから、消防車両といいますのは、その地域特性、それから運用する消防本部、その使い勝手の良ように艤装が必要となります。その艤装が可能であるのか、またその艤装にかかる費用、そういったものを事前に専門業者に確認をする必要がございますので、そのため、対応可能な複数の業者、

最初は宇部市と山陽小野田市に登録してある複数の業者に見積書の提出をお願いいたします。しかしながら、2社もしくは3社のみが、その見積書の提出をされて他の業者は辞退をされる状況でございます。おそらく、その艤装に対応出来ないというものだろうとは思っております。そういったことで、業者がどうしても偏ってしまったということでございます。以上でございます。

○**山下議員** 山口県内でメーカーの代理店になっているのは、モリタが藤村ポンプ、日本機械工業がハツタ山口、吉谷機械が藤中ポンプの3社しかありませんよね。どうしても3社だけになるのではないですか。

○**内田次長** 先ほど言いましたように、宇部市もしくは山陽小野田市に登録してある業者というのが他にもたくさんございまして、例えばで言いますと、昨年でタンク車、水槽がついた消防自動車を購入しておりますけれども、最初の時点で11社ほど、お声掛けをさせていただいて、仕様の相談それから見積書の提出をお願いいたしましたけれども、これに対応してくださったのは3社だけと。今、山下議員が言われたところでございます。以上でございます。

○**山下議員** これ事前に説明とか場を設けるとするんですけど、その時に、例えば11社から、この辺は変えてほしいとか、その辺はおかしいのではないかという指摘があるのですか。

○**内田次長** 山下議員の御質問にお答えをいたします。先ほども申し上げましたとおり、地域の実情であるとか、例えば高い建物が多いとか、道が狭い所が多いとか、石油コンビナートを有しているとか、そういった実情を考慮して、なおかつ、本消防組合の隊員が、安全かつ迅速にその災害対応ができるような艤装というのを担当課の方で考えておりますので、その辺を御相談をして出来ないものは出来ないと言っておりますので、そういった相談は事前にさせていただきます。以上です。

○**山下議員** 市役所でちょっと見たことあるんですけど、工場ですね、これ山口県内の工場が必要になってきていると思います。車両の条件の1つとして。どういう工場なら良いのでしょうか。

○**内田次長** ただいまの御質問についてお答えいたします。どうしても消防ポンプ自動車等は、特殊なものでございますので、その特殊艤装の修理可能な工場、当然、自社の工場でも良いですし、常時使用できる他の工場でも可能というふうに言っております。したがって、落札業者が工場を有している必要はありませんので、修理が必要な場合は、協力会社とか、そういったところで修理をしていただいて問題はないと。これはあくまで、艤装部分の消防ポンプであるとか、艤装した部分のことを想定してございまして、例えば、道路運送車両法で言う、エンジントラブルとか、そういったものは、別に指定工場がございますので、そういったところで修理をお願いしております。以上です。

○**山下議員** 分かりました。自社工場その他、常時使用できる工場でも良いということで、協力工場とかいって落札業者と提携することであれば、そういった車両でも協力工場であれば大丈夫ということですね。艤装とか積載については次長が言われるように、今度は車両の方の整備とかというのは、どこでされるのですか。今の協力工場で、その車両もできるような協力工場とやってほしいということですか。道路運送車両法に基づいた工場じゃないと車両は出来ませ

んよね。だから、これから入札しても、その協力工場、また自社の工場でその免許を持つてるところでやってくださいってことですか。それとも、それについては消防局の方が手当するということですか。

○内田次長 ただいまの山下議員の質問にお答えをいたします。先ほど少し触れましたけれども、例えばエンジントラブルであるとか、そういった類いの事については、元々が消防車両というのはトラックシャシーでございますので、きちっとした車検ができるような指定工場をお持ちでございます。そういった所をお願いをして修理をしていただくというふうにしております。以上です。

○山下議員 分かりました。それではちょっと関連しますけど、よく消防防火服とか仕様書がある中で、これ同等品とか、あれ見るともうメーカー指定みたいになっております。同等品で良いかどうかというのはいかがでしょう。

○内田次長 ただいまの山下議員の御質問にお答えいたします。今、例えばのお話をされたんだと思いますけれども、消防用器具を扱う販売店には、全て同等品として仕様書を作成しておりますのでメーカー指定等はございません。以上です。

○山下議員 ありがとうございます。最低価格制限方式をとられてるってということですが、まず、予定価格はどのようにして決められていますか。

○内田次長 山下議員の御質問にお答えをいたします。先ほども少し触れましたけれども、消防車両というのは特殊な車両でございますので、消防組合が使える、使い勝手のいいように、また隊員の安全を守るような艤装、それから資機材の配置等々を考えて業者にその是非について、また相談させていただいて、予定価格につきましては、見積りの提出をお願いをすると先ほど言いましたけれども、その見積書の中で最低の価格を示した、その価格を予定価格として決めておりますので、その見積りの徴収先が、実際に納入することのことができる、結局、見積徴収先と入札応札者が同じになるような形になってしまいますけれども、先ほどから言いますように、宇部市と山陽野田市の登録業者をお願いすることになりますので、それで、予定価格を設定すると。そして、落札率が若干高めになるというようなことでございます。

○山下議員 参考見積りを取られるってことで良いですね。その参考見積りを入札業者にも取るということですね。それ自体おかしいことだと思います。だからこの99.何%とか、1番入札しないところに頼むとかメーカーに頼む、ましては、消防局の中で予定価格を設定するのが普通じゃないですか。

○内田次長 ただいまの山下議員の御質問でございます。予定価格を消防局の方で設定するべきではなかろうかというような御質問だと思います。度々申し上げさせていただいて申し訳ないんですけども、特殊な艤装でございますので、消防局の職員がそれを計算するということが出来かねるということでございます。建物で例えるとその設計ができるのかと言われても、それはちょっと不可能でございますので、我々消防職員が希望する、そういう特殊な消防車両が艤装できるかどうかの相談から始まって、結局は、それを見積りをいただいて、その最低の価格が予定価格というようなことになりますので、より現実的で正確な数値というふうな御理解

をいただけたらと思います。以上でございます。

○**山下議員** 入札業者の参考見積りを提出させるのではなくて、専門業者がいます。他に。それはお金を出してでもやった方が良いでしょう。落札率が85%から90%とか出ますよ。どう考えても、入札業者に参考見積りを出して、その参考見積りを出したところ、また入札するのは、違うところに出すのならまだしも、それはおかしいと思いますけど、おかしいと思いませんか。

○**内田次長** ただいま山下議員の御指摘でございます。予定価格の定め方であるとか、落札率については先ほどから答弁したとおりでございます。その方法がおかしいのかという御質問でございますが、我々はあくまで公平・公正に事務を執行しておりますので、この方法自体がおかしいというふうには考えておりません。しかしながら、今、山下議員の御指摘がございますように、世間一般的に99%を超える落札率がおかしいのではないと言われることも、我々も理解出来ますので、今後の事務の適正化、その辺を含めてですね、きちっと調整をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○**山下議員** 私が言ったのは、落札率が99%を超えてるのは参考見積りをとって、その人たち、または入札業者にさせたからそうなるんでないですかという、それを訂正したらいかがですかということです。それで、今、予定価格の範囲はどの程度ですか。予定価格から下の制限範囲がありますから、その範囲は何%ですか。

○**内田次長** ただいまの山下議員の御質問でございます。最低制限価格の考え方を言われてるのだらうと思います。最低制限価格というのは、地方自治法と本消防組合財務規則に定まっております。工事、製造その他の委託などの請負契約について、直接の工事費であるとか、そういったものを積算して、それに最低制限というふうを設定するものです。そもそもこの最低制限価格というのは、過度に安く入札をさせるということになりますと、発注内容が悪化するということも考えられますし、あと受注者側で働く労働条件、これにも影響しかねないことから最低制限を設けるということになってございます。車両につきましては、その内容があらかじめ仕様書で具体的に指定されておりますので、これの対象外というふうになってございますので、最低制限価格というものは設定してございません。以上です。

○**山下議員** 範囲はどのぐらいかという。車両以外は、例えば85%にしてるとか、その辺の決まりがあるのですか。それと車両がその対象にならないというのは、一つ理解出来ないのですが、車両ほど悪い物・不備な物を入れて、ただ値段だけだって、より安全・安心を防いだと思いますけど、車両が入ってないのは法律的にそうなるからということでしょうか。どういう法律でちょっと教えていただきたい。手元になれば、それは後で提出していただきたいと思います。

○**内田次長** 入札全般につきましては、地方自治法で規定をされております。先ほど答弁でも御説明をいたしましたけれども、その具体的な内容についてはすいません、後ほどまた、山下議員の方に提示をして御説明させていただきたいというふうに思います。この最低制限価格につきましても、当然地方自治法によって規定をされたもので、宇部市におきましては、最低制限価格の制度、その実施要領というのがございます。本消防組合は宇部市に準じて事務を執行し

ておりますので、それに基づいてやってございます。例えば土木系の工事であるとか、電気の工事、それから解体工事とか、そういったものに制限価格を設けるとなっておりますので、車両は対象外というふうに説明をさせていただきました。以上です。

○**山下議員** 分かりました。一般のはどのくらいとか、15%、10%とか、車両についてもその制限を設けると、そういう形で、できれば制限ギリギリであった方がより良い物を安く、皆さんの税金でやってますから、その辺を非常に考える必要があると思います。だから今、一般の人、住民が来ると99.何%という、あり得ないと思ってると思います。その辺をぜひ、落札価格が下がるように努力していただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○**内田次長** ただいまの山下議員の御質問でございます。御指摘といいますか、おっしゃることをよく理解をいたしているつもりでございます。法に照らしながら、その法に抵触しないように、極力、落札率が下がる努力は今後してまいりたいというふうに思います。以上です。

○**山下議員** ありがとうございます。今の99.何%ってなると、総合評価方式、それだったら分かるんですよ。入札か、他の要素を加えた総合評価落札方式、これならまだ分かりやすいけど、今の一般入札で99.何%はあり得ないと思っておりますのでよろしく願いいたします。それで、最後の質問なんですけど、入札制限の有無についてですけど、先ほど工場と言われましたけど、入札する時の業者、これが例えば税金未納とかそういうあれはありますか。例えば、入札業者が税金を未納してますよ。その辺のあれはありますか無いですか。

○**内田次長** ただいまの山下議員の御質問です。先ほども御説明をいたしましたけれども、宇部市と山陽小野田市に登録された入札参加業者を条件として入札をしておりますので、その前提で審査がございます。その財務状況であるとか、そういったものも確認した中で登録をされておりますので、改めて本消防組合でそういった審査・調査等はしてございません。以上です。

○**山下議員** 市の方で調査されてると。税金を払わないとか。未納っていうのは、税金払わなくても赤字では税金払わないとか、未納の対象にならないけど、税金を納めなくても赤字経営がずっと続いてても、入札業者であるのかどうか、その辺りも含めて市の方に聞いてみたいと思います。

いろいろ言いましたけど、あくまで、私たちも含め、消防組合の人たちも、この消防組合がより良くなるように望んでおりますので、今からもよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○**笠井議長** 以上で山下議員の質問は終わりました。これにて一般質問を終結します。この際、換気のため暫時休憩をいたします。再開は、この時計で11時20分といたします。

—————午前11時13分休憩—————

—————午前11時20分再開—————

○**笠井議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第10号について

○**笠井議長** 次に、日程第6、議案第10号令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入

歳出決算認定の件を議題といたします。本件に関し管理者から提案理由の説明を求めます。

○篠崎管理者 管理者の篠崎でございます。議員の皆様には、お忙しい中御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、山陽小野田市議会選出議員の古豊議員、前田議員、山田議員におかれましては、組合議員の御就任、誠にありがとうございます。そしてまた、先ほどは山田伸幸議員がめでたく副議長に御就任されましたことに対しまして心よりお祝いを申し上げます。これからもどうぞよろしく申し上げます。

それでは、提案理由の御説明をさせていただきます。議案第10号令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件についてでございます。監査委員の審査を経ましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づいて議会の認定を求めるものでございます。令和2年度は、国・地方ともに厳しい財政状況の中、宇部市と山陽小野田市の負担抑制に配慮しつつ、住民が安全で安心して暮らせるよう消防防災体制の充実・強化を図るため、消防車両、消防用資器材等の整備、関係機関との連携及び危機管理体制の強化を実施し、消防業務の計画的かつ効果的な遂行に取り組んでまいりました。この結果、令和2年度の決算における歳入決算額は3億3,547万6,217円、歳出決算額は3億3,616万1,272円となり、差引2,931万4,945円の剰余金が生じました。この剰余金の処分につきましては、今後の補正において構成市の分担金で精算することになります。詳細につきましては、内田次長に説明をさせますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○内田次長 それではお手元に配布しております、一般会計歳入歳出決算書・一般会計歳入歳出決算附属書の16ページをお開きください。まずは歳出から説明いたします。議会費は支出済額30万3,472円で、主なものは議員報酬となっております。

次に総務費は支出済額2,003万6,017円で、主なものは17ページに記載のとおり、総務管理費は報償費の各種委員等謝礼、委託料の職場環境改善支援業務委託料、負担金補助及び交付金の出納事務負担金、監査委員費は監査事務負担金となっております。

次に消防費は19ページに記載のとおり支出済額3億5,964万3,929円で、このうち常備消防費が2億2,784万8,974円、消防施設費が23ページに記載のとおり5億3,179万4,955円となっており、常備消防費の主なものは19ページに記載のとおり給料・職員手当等・共済費で児童手当を除く、いわゆる人件費の合計が2億4,064万1,776円で消防費決算額の92.9%を占めております。消防施設費の主なものは23ページに記載のとおり、備品購入費のうち事業用器具費として、防火衣、潜水等器具、消防用ホースなどの消防用資機材の購入費用と特殊車両として、はしご付消防ポンプ自動車1台、救助工作車1台、小型動力ポンプ付水槽車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台、指揮車1台、資機材搬送車1台、広報車1台、合計7台の購入費用となっております。

次に公債費は1億2,617万7,854円で、23ページに記載のとおり組合債元金償還金と長期債利子でございます。予備費については23ページに記載のとおり一般管理費の報償費へ充用をしております。

続きまして歳入について説明いたします。12ページをお開きください。分担金及び負担金は、収入済額27億8,418万6,090円で、13ページに記載のとおり分担金は、構成市からの分担金及び特別分担金で、負担金は山口県へ派遣しております職員2人分の職員派遣給与費負担金でございます。

次に、使用料及び手数料は、収入済額2,607万400円で、主なものは13ページに記載のとおり、危険物関係手数料となっております。

次に、県支出金は、収入済額1億55万5,000円で、これは消防用車両等整備事業に係る石油貯蔵施設立地対策事業費補助金でございます。

次に、繰越金は、収入済額2,474万5,108円で、これは令和元年度の歳計剰余繰越金でございます。

次に、諸収入は、収入済額641万9,619円で、主なものは、15ページに記載のとおり、高速道路救急支弁金収入となっております。

次に、組合債は、収入済額3億9,350万円で、これは消防用車両等整備事業に係る消防施設整備事業債でございます。

また、27ページに実質収支に関する調書、28ページからは財産に関する調書がありますので、詳細につきましては御参照いただきたいと思います。説明は以上でございます。

○**笠井議長** 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から決算審査意見の報告を求めます。

○**床本監査委員** それでは、令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算に係る審査結果について御説明します。

審査意見書の1ページを御覧いただきたいと思います。まず、審査の結果についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和2年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、宇部・山陽小野田消防組合監査基準に準拠し、関係帳簿、証拠書類等により照合調査を行い、係数の正確性、予算の執行状況等について審査した結果、決算書等については関係法令に準拠して作成され、その係数は正確であり、予算の執行についても適正に行われていることが認められました。

次に、審査意見書1ページから2ページの第6の審査について御説明いたします。まず、総括では、決算の収入状況について記載し、歳入、歳出それぞれについての構成内訳や前年度数値と比較した増減理由等について記載しています。

また、意見としては、引き続き、経費節減や財源の確保により健全な財政運営を図りながら、新型コロナウイルス感染症をはじめ、高度・複雑化した対応を求められる中であって、住民の安心・安全な暮らしを支える消防・救急体制の充実・強化に努めていただくことを要望しています。

以上で、令和2年度の宇部・山陽小野田消防組合一般会計決算に係る審査結果についての説明を終わります。

○**笠井議長** 以上で、監査委員の決算審査意見の報告は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○**岩村議員** それでは決算に関して大きく3点、その中に幾つかありますが、質問させていただきます。

まず早速ですが、決算書の方で17ページ、総務費の一般管理費の方で、まず、報償費の中で各種委員等謝礼、そして、その下にその他謝礼とあります。これ各種委員謝礼は予算200万、決算として365万3,655円と、その他謝礼では予算が19万8,000円、決算として49万5,000円と、一応補正はなかったと思うのですが、この予算額を大きく上回っているその理由をお尋ねいたします。

○**内田次長** 岩村議員からの御質問について、17ページ報償費、各種委員等謝礼、それから、その他謝礼について御説明をさせていただきます。まず、各種委員等謝礼につきましては、自死事件に関わる懲戒審査委員会委員への謝礼でございます。それから、引き続き事実確認実施委員会を開催いたしておりますが、そちらの謝礼となっております。その他の謝礼につきましては、それに係る法律相談というのを、別途、弁護士にお願いしましたので、ここから支出をしております。なお、当初予算では支出が困難ございましたので、予備費から182万7,155円を充用して対応させていただいております。以上でございます。

○**岩村議員** そもそも最初に予算の時に見積もった額から、結構上がったということに関して、どういう経緯があったのかお尋ねいたします。

○**内田次長** ただいま岩村議員の御質問にお答えいたします。この懲戒審査委員会それから事実確認実施委員会、これが概ね何回で、何人行われる、何時間行われるというのが、ちょっと目安が、我々の方で積算がしにくかったということもございまして、予算額を上回ってしまったということでございます。以上でございます。

○**岩村議員** 分かりました。成果報告書の2ページの方に、各種委員会開催状況、懲戒審査委員会7回、確認実施委員会10回ということで、謝礼等もここに記載してありますが、当初見積もった以上にですね、一生懸命というか、詳細というか細かくやられたということだということで理解をいたしました。

それでは次に委託料についてですが、こちらにも検診委託料、メンタルヘルスサポート事業委託料、ストレスチェック制度委託料と、これは予算額を大きく下回っております。検診委託料に関しては予算173万5,000円が、決算といたしまして136万7,520円、それからメンタルヘルスサポート事業委託料が、予算が46万2,000円、決算として33万8,500円、ストレスチェック制度委託料、予算が20万、決算として3万円というふうになっておりますが、こちらの方もその理由をお尋ねいたします。

○**内田次長** ただいまの岩村議員の御質問でございます。まず検診委託料、それからメンタルヘルスサポート事業委託料、それからストレスチェック制度委託料と、これについてまず御説明をさせていただきます。検診委託料というのは、安全衛生法に基づく職員健診のことでございます。本消防組合は交代勤務者がいますので、半年に1回、法的に決まっておりますので、それを実施しておりますが、予算額を下回ったのは、自ら人間ドック等で健診に行く者を除くと

いうふうにしておりますので、その人間ドック受診者が増加したためと考えております。続いて、メンタルヘルスサポート事業委託料というのがございます。これは、職場環境改善の関係で外部の相談窓口を設置いたしました。これはティーペックという株式会社と契約を締結いたしまして、人間関係とか、ストレス等々、引き起こされるメンタルヘルスの不調者、そういった方の相談窓口というふうに設定をして、それを見積り等々をとって予算額を決めましたが、契約金額がそれを下回ったということでございます。それからストレスチェック制度委託料というのがございますが、これは、毎年、ストレスチェックを全職員対象に、システムを活用して行っておりますけれども、その判定の結果が高ストレスという判定がございましたら、産業医の面談に移行していくようにしておりますが、その高ストレス者が想定より少なかったということになってございます。以上でございます。

○**岩村議員** もう少し細かく、まず、検診委託料の方は、自ら人間ドックとか行かれたらですね、その方を除くということですけど、ちなみに、その方とかには何か人間ドック行かれることによって、補助というかですね、そもそも役所でやるべきことを自分からやったってことで、少しぐらい何か援助があるんでしょうか。

○**内田次長** 岩村議員の御質問にお答えをいたします。まず、人間ドックにつきましては、本消防組合では、消防職員共済会という共済制度がございます。そちらの方で、1日日帰り人間ドック、それから1泊の人間ドック等々ありますけれども、それを受けた職員については、その助成金というものを支出をしております。またそれとは別に、任意的に、例えば大腸がん検診とか、そういったものを受けた場合においては、県共済の保健事業、これから助成金をいただくようになっておりますので、参考にお知らせをいたします。以上でございます。

○**岩村議員** それとですね、ストレスチェック制度委託料ということで、高ストレスになれば産業医の方にとということですが、それで20万から3万円に減ったということですが、ちょっと、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○**内田次長** ただいまの岩村議員のストレスチェック制度の委託料でございます。これは、先ほど申し上げましたように、ストレスチェックをして、その結果が専門の医師と面談が必要と判定された場合、その医師から直接、各個人宛に、あなたは高ストレスですから面談が必要ですよという通知文をお出しします。あと、受ける受けないは任意でございますので、その職員が、その産業医の方に赴いて面談を受ける、そういうシステムでございまして、この面談料が、15分5,000円で設定をしておりますので、3万円というのは90分になろうかと思いません。以上でございます。

○**岩村議員** ということは、ストレスチェック制度委託料というのは、面談料の委託料ということではよろしいですか。分かりました。何かストレスチェックをしてくれる委託料かなというふうに思っておりましたが、面談料の委託料ということで理解をいたしました。

続きまして、上段の方に総務費総務管理費、一般管理費報償費へということで12万3,500円ほど流用されて、先ほどの報償費の方にお金移っております。ここの不用額が4万8,480円出ております。先ほど報償費の方で少し足りなかったんで予備費から、充用額

が182万7,155円というふうに出ておりますが、まず、どうせ流用するのだったら、12万3,500円じゃなくて4万8,480円足してですね、17万1,980円、まず流用してその残りを予備費から充用すれば良いかなと思うんですが、この金額何でこういうふうになったのか教えていただければと思います。

○内田次長 ただいまの岩村議員の不用額についての御質問だと思います。そもそも予算書通りに支出すれば1番良いですけども、その都度の状況に応じて、まずは1番近いところから流用させていただいております。その流用が、先ほど言いましたように、各種委員等の謝礼とその他の謝礼というふうになっておりますけども、月締めで相手方から請求が来るものですから、その都度流用というふうな形でやっていくのですが、3月末がちょうど年度末でございますので、そこの調整が4万8,000円になってしまったというような経緯でございます。よろしくお願いいたします。

○岩村議員 分かりました。流用に関しては年度末に一気にやるっていうわけじゃなくて、その都度、何かしらの区切りのごとにやっていくっていうことなんですね。分かりました。ここで、一応ちょっと確認なのですが、報償費の方が随分、今回のいろんな事件ということで、各種報償、謝礼とかですね、大きくかかったということで、逆に、委託料の方が少し減ってるということなのですが、少し委託料の方を節約して、報償費の方に回すとかいうような気持ちがあったわけじゃないですよね。皆さん健康でないといけないので。分かりました。

もう2つほど、19ページ、消防費の需要費とありますが、電算用帳票印刷代、予算としては12万6,000円、決算としては3万8,500円、もう1つ、物品修繕料、予算としては20万円、決算としては112万845円というふうに、それぞれ差異が大きくありますが、こちらの方それぞれ理由を教えてください。

○内田次長 ただいまの岩村議員の御質問でございます。まず、需用費の電算用帳票印刷代につきましては、これは時間外勤務とか休日勤務とか、そういったものに関する手当を支給する際に、紙ベースで職員がそれを記載をして、担当の総務課に提出をするものなのですけれども、その在庫状況とかですね、そういったものを確認をしながら、購入をいたしております。その在庫がその請求する枚数より多かったので、今回は執行額が少なかったということになってございます。次に物品修繕料でございます。この度は救急関係の非常に高額な観察、資機材等々が故障いたしましたので、ちょっと大幅な増加になっているかと思っておりますけれども、そういった緊急やむを得ない措置ということで支出をしてございます。以上でございます。

○岩村議員 分かりました。それぞれ見積り等、また緊急というか、やむを得ない故障があったということです。

21ページの方で、こちら備品購入費の方で庁用器具費、予算として48万2,000円、決算が149万124円というふうになっておりますが、この差が出た理由を教えてください。

○内田次長 ただいまの岩村議員の御質問のお答えでございます。これは庁用器具として扱っております宇部西消防署のエアコンが故障いたしまして、エアコンは備品でございますので、それが増加をしております。また、北部出張所の衣類乾燥機も故障ということで、24時間勤務

をしておりますので、そちらに支出したということでございます。以上です。

○**岩村議員** 分かりました。ただ、ちょっと気づきとして、今質問したところ、ほとんど全部、お金を流用されてます。今のエアコンも100万。そもそも予算立てた時に、しっかり見積りされてるんじゃないかなということ、これだけちゃんと流用してるのが書いてあるところがすごい親切かなと思うのですが、分かるんで。ただ決して、いろいろ調べてみてもその流用に関しては別にいけないということじゃないということですが、細かいところに最初にきちっと見積り等予算立てられたわけであるので、ちょっと流用等で、随分、他にも21ページの上の方にも流用とか書いてあるんで、少しその辺、予算、雑だったんじゃないかなというふうにちょっと感じましたが、まだこれからしっかりその辺を気を付けてやっていただければと思います。以上で終わります。

○**笠井議長** 他にありませんか。

○**笠井議長** 藤井議員。

○**藤井議員** 今の岩村議員の質疑の中で委託料のところ少し気になったので、私の方から質疑をしたいと思います。

まず、ストレスチェック制度委託料を今回3万円の決算ということで、予算の20万円から3万円になったのが、高ストレス者が結果として少なかったため、産業医の面談も時間が減ったということで3万円になったという説明だったんですが、確認なんですけども、高ストレス者が結果少なかったからなのか、それとも任意である産業医との面談が少なかったのか、お聞きしたいと思いますので、高ストレス者の令和2年度のストレスチェックでの高ストレス者の人数含め、どういう理由でこの3万円になったのかお聞きしたいと思います。

○**内田次長** ただいまの藤井委員の御質問にお答えをしたいと思います。そもそもストレスチェック制度というのが、消防長や私を抜いた中で、産業医と直接やりとりをするということが大前提でございますので、我々がその職員を把握するであるとか、そういったシステムではございませんので、そこを踏まえてお聞きしていただきたいと思うんですけれども、一応、総務課の統計を今確認をしたところ、令和2年度の高ストレス該当者は26人だったということです。これは全体職員の9.4%、その中で産業医の面談を希望したのが、90分ということで6名の受診があったというふうになってございます。その職員名までは、私の方は把握は出来ておりません。以上です。

○**藤井議員** もちろん、そこ以外とか詳しいところまで聞きはしません。26人高ストレス者がチェックで分かった。そのうち6人が面談を実際には受けたということで、ただ、ストレスチェックで26名の方が、高ストレスというふうに診断をされて、その後のケアというか、そういうものがちょっと6人だけしか面談を受けて、実際にその後につながっていないとなると、少しその仕組みというところで課題があるんじゃないかなというふうに客観的に思います。このストレスチェック制度委託料の上のところ産業医委託料、これは72万円となっておりますが、これは通常から配置している産業医の委託料だと思うんですが、この医師は、このストレスチェックの面談に関わっている医師と、委託をしている産業医とは別の方、別の制度として

別の方が対応されているのか、それとも一緒なのか。分かればお答えください。

○内田次長 藤井議員の御質問でございます。産業医とストレスチェックの面談の医師でございますけれども、これは同一の先生でございます。

○藤井議員 そうすると72万円で予算どおり、決算も72万円で出されている産業医の委託の中には、このストレスチェックの制度で必要になった面談というものは含まずに、それとは別建てで、ストレスチェックの方で高ストレスになった方の面談を特別に追加で行うための委託が、結果90分の3万円だったという理解でよろしいでしょうか。

○内田次長 藤井議員の御質問にお答えをいたします。お見込みのとおりでございます。産業医の契約というのは、毎月、職場環境の状況であるとか、そういったものの報告、質問等々に対応していただきます。年に1度、産業医の方から健康改善に関する講話等をしていただいておりますので、それと、先ほど言いましたストレスチェック制度とは別なものでございますので、別会計として支出をしております。以上でございます。

○藤井議員 先ほど指摘した高ストレス者が26人で、そのうち6人しか面談に至らなかったということで残りの方のケアというの、ぜひ今後、進めていただきたいというふうに思います。これを放っておくと、メンタルヘルスケアが必要になってくるんで、例えば精神障害につながってしまったりとか、そうすると休職を余儀なくされたり、山田議員の一般質問でもあったように、ただでさえ定員に足りていない職員数の中で、職場での事が原因、もしくはそれ以外の部分が原因でも、こういうストレスが負担がかかったりとか、特に人の生死に直接関わっている、現場に直面する職員ですので、そういうストレスや負担というのは非常に大きいと思いますので、ぜひここは内容を拡充するとか、残りの20名の方に関しても、ケアをしていただくように、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つなんですけれども、この総務費の中での委託料で、検診委託料、先ほど岩村議員からの質疑があったんですけれども、この検診委託料と消防費の21ページの委託料の中にも同じ名称で検診委託料というのがあるんですが、この消防費の方の検診委託料というのは、どういう内容なのか。お答えください。

○内田次長 ただいまの藤井議員の御質問にお答えをいたします。先ほどの方は説明をしたとおりでございますが、こちらの検診委託料につきましては、業務上必要な検診、例えば病院研修であるとか、いろんな資格を取るために病院に入っていく時に検診をして異常がないという証明を持って病院に入りますので、そういう業務上必要なものに関する検診委託料というふうに考えていただきたいと思います。

○藤井議員 と言うことは、総務費の方の検診委託料はあくまで、大前提として職員の健康、皆長く、健康に仕事を続けていただくための健診であり、この消防費の方の検診委託料というのは、消防局の方の業務として、病院とか受け入れる方でも事前に検診をして、そういう健康上の問題はないかをチェックしないといけないから、そのためのものということの理解でよろしいでしょうか。

○内田次長 今、藤井委員が言われたとおりでございます。業務上必要な資格取得とか、そうい

ったものに入る前の健診をこちらの方で支出をさせていただいています。以上です。

○藤井議員 以上です。

○笠井議長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第10号は認定することに決定しました。

日程第7 議案第11号について

○笠井議長 次に、日程第7議案第11号令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第2回)を議題といたします。本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。

○笠井議長 篠崎管理者。

○篠崎管理者 それでは、議案第11号の提案理由について御説明をさせていただきます。令和3年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計補正予算(第2回)についてでございます。この補正は、宇部・山陽小野田消防組合職員特殊勤務手当支給条例の改正及び債務負担行為の追加に伴うもので、補正予算書1ページ、第1条のとおり歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ230万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,796万4,000円としたものです。債務負担行為については、1ページ第2条及び4ページ第1表のとおり、消防ネットワーク再構築業務を追加するものであります。歳出については、10ページのとおり消防費を230万円増額し、その内訳は11ページのとおり特殊勤務手当を230万円増額したものです。歳入については、8ページのとおり分担金を230万円増額し、その内訳は9ページのとおり、分担金は、消防組合費分担金で宇部市分担金が153万7,000円、山陽小野田市分担金が76万3,000円です。

なお、参考として13ページに給与費明細書を添付しております。御説明は以上です。

○笠井議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号から第15号までについて

○笠井議長 次に、日程第8議案第12号から第15号までを一括議題といたします。

本件に関し、管理者から提案理由の説明を求めます。

○笠井議長 篠崎管理者。

○篠崎管理者 それでは、議案第12号から議案第15号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第12号です。宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件についてです。これは地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、管理者等がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償の責任について、その一部を免責するために必要な事項を定めるため条例を制定するものです。施行日は公布の日からです。

次に、議案第13号宇部・山陽小野田消防組合職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件についてです。これは、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当の特例を新設し支給するものでございます。なお、公布の日から施行し令和3年4月1日から適用します。

続きまして、議案第14号宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件についてです。これは、新型コロナウイルス感染症にかかる特殊勤務手当条例中一部改正により、支給する特殊勤務手当について、勤務1時間当たりの給与額の算出に関する特例措置を行うものです。

次に、議案第15号宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件についてです。これは、行政手続きのオンライン化、簡素化を推進するため、証明書等の書類を消防組合から郵便等で送付する際の送料に相当する額を手数料として徴収することのできる規定を追加するものです。以上で説明を終わらせていただきます。

○笠井議長 以上で、管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第12号から第15号までを一括議題とします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、表決に入ります。まず、議案第12号宇部・山陽小野田消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件を議題とします。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号宇部・山陽小野田消防組合職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件を議題といたします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号宇部・山陽小野田消防組合職員の給与に関する条例中一部改正の件を議題といたします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号宇部・山陽小野田消防組合手数料徴収条例中一部改正の件を議題とします。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○笠井議長 ないようであります。これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○笠井議長 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○笠井議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和3年11月(第2回)宇部・山陽小野田消防組合議会定例会を閉会いたします。

—————午後0時5分閉会—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月19日

議 長 笠 井 泰 孝

署 名 議 員 山 下 則 芳

署 名 議 員 山 田 伸 幸